

外国人の雇用維持に向けた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用について

次の事業のように、地方公共団体が、外国人の雇用維持に向けた支援を行う場合についても、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付対象となります。

外国人向け就労継続応援事業

【再就職に向けたマッチング支援】→外国人向けの支援
解雇や雇い止め等により実習が継続困難となった技能実習生、特定技能外国人等などに対して、地方公共団体が再就職支援をする際又は就職サポートを委託するのに必要な経費に充当。

【各種支援等に関する相談・申請支援】→外国人向けの支援
新型コロナウイルスの影響により生活に困難を抱えている外国人も支援金等の各種支援を受給できるよう、地方公共団体の相談窓口などにおいて、地方公共団体が自ら、又は関係団体やいわゆる土業団体等と連携・委託し、個別相談窓口の開設及び情報提供、受給支援等を行うのに必要な経費に充当。

【転職に向けた研修】→外国人を雇用しようとする事業者向けの支援
これらの外国人が、人手不足が深刻でかつ社会的必要性が高い農業分野、介護分野等に就業するため、感染症対策のステージも十分踏まえながら、実地やwebでの研修等を行う事業者に対して必要な経費の一部を支援。

【休業時スキルアップの奨励】→外国人を雇用する事業者向けの支援
収束後に備えた活動や新しいチャレンジを応援するため、地方公共団体が、事業者に対し、外国人従業員向けのオンラインセミナーの充実や各種スキルアップのための受講を誘引する活動などに対し、奨励金等により支援。

緊急時
対応段階

継続・回復
段階

外国人、外国人を雇用しようとする事業者、
外国人を雇用する事業者

【目的】外国人の安定的な雇用を支援したい

【主な関連】出入国在留管理庁（継続困難技能実習生等に対する雇用維持支援策）